

中間市 通学路交通安全プログラム  
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 10 月

(平成 30 年 4 月 改訂)

中間市通学路安全推進会議

## 1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「中間市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2. 中間市通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携強化を図るため、以下を構成機関とする「中間市通学路安全推進会議」を設置します。なお、中間市建設産業部 建設課を事務局とします。

- (道路管理者) ・ 中間市建設産業部 建設課 ・ ・ ・ 事務局
  - ・ 福岡県北九州県土整備事務所
- (教育関係者) ・ 中間市教育委員会
  - ・ 中間市内各小学校
- ( 警 察 ) ・ 折尾警察署

## 3. 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 合同点検の実施

効率的・効果的に合同点検を行うため、年1回市内の各小学校の通学路について学校関係者等から危険箇所の情報収集を行い、必要に応じて適宜、中間市通学路安全推進会議において重点課題を設定し、現状確認のため合同点検を行います。

(3) 対策の検討

明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や通学路の変更や交通規制・交通安全教育のようなソフト対策など具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

具体的な実施メニューを基に対策を実施します。対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、各小学校関係者等から対策実施後の状況について情報収集を行い、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。